

岐阜県公報

第二千十八号
平成二十一年一月二十七日
(火曜日)

目次

告示

岐阜県表彰規程の一部改正	(人事課)	五七
医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	五七
医療扶助及び医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	五八
生活保護法に基づく居宅介護事業者等の指定	(同)	五八
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	五九
指定介護機関の廃止の届出	(同)	六一
医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	六一
指定施設機関の廃止の届出	(同)	六一
肥料の登録	(農業技術課)	六二
肥料の登録の有効期間の更新	(同)	六三
道路の区域変更	(道路維持課)	六六
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	六六
公安委員会告示		
運転免許取得者教育機関の変更	(運転免許課)	六七
認定教育施設の変更	(同)	六八
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	六八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) ときは翌日

平成二十一年一月二十七日

告示

岐阜県告示第四十二号

岐阜県表彰規程(平成十一年岐阜県告示第七百三十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

第十条中「岐阜県公報において公示することにより」を削る。

附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県告示第四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称開設者所在地 指定年月日

はなぞの薬局	有限会社セイコ Iファルマ	各務原市蘇原花園町三 四	平成二〇・一
水野生々堂医院	医療法人社団 慈光会	土岐市妻木平成町一 二	同 二・一
岡田医院	岡田太郎	関市本町五 一五	同 同
今尾医院	今尾恒裕	各務原市那加新加納町二 一三三 二	同 同
えんやクリニック	塩屋正道	高山市上岡本町二 三五 三三	同 同
ねざさ腎泌尿器科皮 膚科	根笹信一	大垣市中川町三 八三	同 同
奥野医院	奥野正隆	各務原市那加雄飛ヶ丘町 一七一 一八	同 同
西村歯科医院	西村敏朗	郡上市白鳥町向小駄良七 一〇	同 同
アクア歯科	野田治彦	大垣市林町六 八〇	同 同
健康第一薬局 リオ	株式会社健康 第一調剤薬局	本巢市政田字上市場一四 〇四番地	同 同
アイランド薬局 穂 積店	アポロメディカ グループ株式会 社	瑞穂市牛牧八 一六 五	同 同
にしむら調剤薬局	西村一則	土岐市妻木平成町一 二 〇	同 同

岐阜県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 称
社会福祉法人 土岐市社会 福祉協議会	土岐市下石町一〇六〇 番地	訪問介護	ときしホームヘルパーステ ーション
社会福祉法人 土岐市社会 福祉協議会	土岐市下石町一〇六〇 番地	介護予防 通所介護	ウエルフェア土岐 老人デ イサービスセンター

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六
年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十
九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護
事業者等を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第
十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法
律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規
定により告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事 業者等の名称	指定訪問看護事業 者等の事務所の所 在地	訪問看護ステ ーション等の名称	訪問看護ステ ーション等の所 在地	指 月 日 定
医療邦人社団 崇 仁会	養老郡養老町船附 字仲代一三四三	訪問看護ステ ーション 天の星	養老郡養老町船附 字仲代一三四三番 地	平成 二〇・一

岐阜県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五
条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

指定居宅介護事業所等 の所在地	指定 年 月 日
土岐市下石町一〇六〇 番地	平成二〇・四・一
土岐市下石町一〇六〇 番地	同

有限会社ワオン
 羽島市上中町中五二番地
 認知症対応型共同生活介護
 グループホームわおん
 羽島市上中町中七〇八番地
 同

有限会社ワオン
 羽島市上中町中五二番地
 認知症対応型共同生活介護
 グループホームわおん
 羽島市上中町中七〇八番地
 同

岐阜県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅

介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。
 平成二十一年一月二十七日
 岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所の所在地	指定年月日
いろいろり有限会社	土岐市泉町定林寺一八三	訪問介護	いろいろり訪問介護	土岐市泉町定林寺七七	平成二〇・一一・一
奥野正隆	各務原市那加不動丘二一九	訪問看護	奥野正隆 院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七 一八	同
奥野正隆	各務原市那加不動丘二一九	居宅療養管理指導	奥野正隆 院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七 一八	同
奥野正隆	各務原市那加不動丘二一九	介護予防訪問看護	奥野正隆 院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七 一八	同
奥野正隆	各務原市那加不動丘二一九	介護予防居宅療養管理指導	奥野正隆 院	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七 一八	同
有限会社アイムズ	中津川市蛭川五七三五 二二七	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所ほっと	中津川市蛭川五七三五 二二七	同
今尾恒裕	各務原市那加新加納町 二二二六	訪問看護	今尾恒裕 院	各務原市那加新加納町 二二二三 二	同
今尾恒裕	各務原市那加新加納町 二二二六	居宅療養管理指導	今尾恒裕 院	各務原市那加新加納町 二二二三 二	同

岐阜県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービスの種類
称

指定居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

今 尾 医 院	各務原市那加新加納町 二二二六番地	訪問看護	今 尾 医 院	各務原市那加新加納町 二二二六番地	平成二〇・一一・一
今 尾 医 院	各務原市那加新加納町 二二二六番地	居宅療養 管理指導	今 尾 医 院	各務原市那加新加納町 二二二六番地	同

岐阜県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開設者	所在地	指定年月日
垂井接骨院	伊東勝之	不破郡垂井町一八〇八	平成二〇・一〇・二〇

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

今 尾 医 院	各務原市那加新加納町 二二二六番地	同	同
今 尾 医 院	各務原市那加新加納町 二二二六番地	同	同

奥田治療院	奥田徳家	飛騨市古川町片原町二 一一二	同
吉田鍼灸院	吉田茂之	安八郡神戸町落合一六七	同

岐阜県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開設者	所在地	廃止年月日
垂井接骨院	伊東勝之	不破郡垂井町一八〇八	平成二〇・一〇・二〇

平成 二〇・一〇・一七	岐阜県 第八三 七号	混合石灰 肥料	粒状混合石 灰	アルカリ分 五二・〇 く溶性苦土 一一・〇	公定 おり	シシーエフジャ パン有 愛知県岡崎市 場町字東町一三 番地
平成 二〇・一〇・一三	岐阜県 第八三 六号	加工家 きんふん肥 料	ユーキ伝説	窒素全量 二・五 りん酸全量 二・五 加里全量 一・〇	公定 規格 おり	株式会社市川商 会 岐阜県揖斐郡揖 斐川町谷汲名札 一〇三五番地の 一
平成 二〇・一〇・一七	岐阜県 第八四 二号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当 なし	共栄ジャパン有 限会社 愛知県清須市須 ヶ口三二四番地 一
平成 二〇・一〇・一七	岐阜県 第八四 一号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当 なし	南星産業株式会 社 奈良県大和郡山 市発志院町三七 八番地
平成 二〇・一〇・一七	岐阜県 第八四 〇号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当 なし	日本バイオ化学 工業有限会社 神奈川県川崎市 宮前区神木二丁 目六番二〇号
平成 二〇・一〇・一七	岐阜県 第八三 九号	炭酸カル シウム肥 料	炭酸苦土石 灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇	公定 規格 おり	日本バイオ化学 工業有限会社 神奈川県川崎市 宮前区神木二丁 目六番二〇号
平成 二〇・一〇・一七	岐阜県 第八三 八号	シウム肥 料	土石灰	可溶性苦土 一六・〇	規格 おり	工業有限会社 神奈川県川崎市 宮前区神木二丁 目六番二〇号

岐阜県告示第五十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

水野生々堂医院	医療法人社団慈 光会	土岐市妻木町一〇四八番 地	平成二〇・一〇・一
岡田医院	岡田秀樹	関市本町五一五	同
今尾医院	今尾恒裕	各務原市那加新加納町二 一三六番地	同
西村歯科医院	西村敏朗	郡上市白鳥町向小駄良七 二五番地	同
野田歯科	野田治彦	大垣市林町五二二三	同
二二二二調剤薬局 島店	株式会社ウエル ケア東海	羽島市竹鼻町狐六字東百 石町三四三三二	同

平成 二〇・一〇・一七	岐阜県 第八四 四号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当 なし	シシーエフジャ パン有 愛知県岡崎市 場町字東町一三 番地
平成 二〇・一〇・一五	岐阜県 第八四 三号	加工家 きんふん肥 料	ダイユウ有 機	窒素全量 二・八 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・五	公定 規格 おり	有限会社大友産 業 岐阜県瑞浪市日 吉町白倉二八五 五番地

岐阜県告示第五十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
岐阜県第七一八号	生石灰	三〇苦土生石灰	アルカリ分 一〇〇・〇 可溶性苦土 三〇・〇	該当なし	上田石灰製造株式会社 岐阜県大垣市赤坂町三七五一番地	平成 二六・五・九
岐阜県第八〇号	炭酸カルシウム肥料	粒状一六炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	公定規格 あり	シーシーエフジャパン有限公司 愛知県岡崎市市場町字東町一三番地	平成 二六・六・三
岐阜県第八〇号	炭酸カルシウム肥料	一六炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	公定規格 あり	シーシーエフジャパン有限公司 愛知県岡崎市市場町字東町一三番地	平成 二六・六・三
岐阜県第四三七号	生石灰	九〇生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該当なし	マルアイ石灰工業株式会社 岐阜県大垣市赤坂町三三五一番地	平成 二六・六・三
岐阜県第四三八号	消石灰	六五消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	マルアイ石灰工業株式会社 岐阜県大垣市赤坂町三三五一番地	平成 二六・六・三
岐阜県第五九七号	炭酸カルシウム肥料	八苦土カル	アルカリ分 五五・〇 く溶性苦土 八・〇	公定規格 あり	上田石灰製造株式会社 岐阜県大垣市赤坂町三七五一番地	平成 二六・六・三
岐阜県第六五七号	混合石灰肥料	粒状園地土壌改良用混合石灰	アルカリ分 五〇・〇 く溶性苦土 一〇・〇	公定規格 あり	上田石灰製造株式会社 岐阜県大垣市赤坂町三七五一番地	平成 二六・六・九
岐阜県第六五八号	混合石灰肥料	粒状園地土壌改良用混合石灰二号	アルカリ分 五〇・〇 く溶性苦土 九・〇	公定規格 あり	上田石灰製造株式会社 岐阜県大垣市赤坂町三七五一番地	平成 二六・六・九
岐阜県第七四九号	混合石灰肥料	粒状土壌改良混合石灰四九	アルカリ分 四九・〇	公定規格 あり	上田石灰製造株式会社 岐阜県大垣市赤坂町三七五一番地	平成 二六・六・八
岐阜県第六九七号	炭酸カルシウム肥料	一六粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	公定規格 あり	田沢工業株式会社 栃木県佐野市豊代町五八五番地	平成 二六・六・三
岐阜県第六九八号	炭酸カルシウム肥料	一六炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇	公定規格 あり	田沢工業株式会社 栃木県佐野市豊代町五八五番地	平成 二六・六・三

岐阜県 第六二 六号	炭酸カル シウム肥 料	一六苦土カ ル	アルカリ分 五七・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土一〇・〇	公定 規格 の お り	上田石灰製造株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町三七五一番 地	平成 二六・七三
岐阜県 第八〇 二号	消石灰	肥料用消石 灰	アルカリ分 六五・〇	該 当 な し	株式会社古田石 灰工業所 岐阜県大垣市昼 飯町三六番地	平成 二六・七六
岐阜県 第六三 一号	炭酸カル シウム肥 料	五五・〇苦 土炭酸カル シウム肥料	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土一一・〇	公定 規格 の お り	白石カルシウム 株式会社 大阪府大阪市北 区同心二丁目一 〇番五号	平成 二六・七三
岐阜県 第六二 五号	消石灰	六五消石灰	アルカリ分 六五・〇	該 当 な し	赤坂共同石灰化 工株式会社 岐阜県大垣市赤 坂町四五二七番 地	平成 二六・七三
岐阜県 第七六 七号	水酸化苦 土肥料	五五水酸化 苦土肥料	く溶性苦土 五五・〇	公定 規格 の お り	清水工業株式会 社 岐阜県大垣市赤 坂東町二番地の 一	平成 二六・七三
岐阜県 第六九 九号	炭酸カル シウム肥 料	一五炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定 規格 の お り	大鉱産業株式会 社 岐阜県大垣市赤 坂東町二番地の 一	平成 二六・七三
岐阜県 第七二 二号	炭酸カル シウム肥 料	炭酸苦土石 灰肥料三号	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一一・〇 内く溶性苦 土一六・〇	公定 規格 の お り	河合石灰工業株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町二〇九三番 地	平成 二六・八三
岐阜県 第七二 一号	炭酸カル シウム肥 料	くみあい苦 土炭酸石灰 三号	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土一一・〇	公定 規格 の お り	河合石灰工業株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町二〇九三番 地	平成 二六・八三
岐阜県 第七二 五号	炭酸カル シウム肥 料	くみあい炭 酸苦土石灰 四一号	アルカリ分 五六・〇 可溶性苦土 八・〇	公定 規格 の お り	清水工業株式会 社 岐阜県大垣市赤 坂東町二番地の 一	平成 二六・八三
岐阜県 第六三 〇号	混合石灰 肥料	混合石灰F 二〇号	アルカリ分 四五・〇 く溶性苦土 八・〇	公定 規格 の お り	上田石灰製造株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町三七五一番 地	平成 二六・七三
岐阜県 第六二 九号	混合石灰 肥料	混合石灰F 一〇号	アルカリ分 五一・〇 く溶性苦土 九・〇	公定 規格 の お り	上田石灰製造株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町三七五一番 地	平成 二六・七三
岐阜県 第六二 八号	炭酸カル シウム肥 料	一四苦土カ ル	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一四・〇	公定 規格 の お り	上田石灰製造株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町三七五一番 地	平成 二六・七三
岐阜県 第六二 七号	炭酸カル シウム肥 料	一五苦土カ ル	アルカリ分 五七・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定 規格 の お り	上田石灰製造株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町三七五一番 地	平成 二六・七三

岐阜県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

岐阜県 第七七 号	炭酸カル シウム肥 料	一五炭酸苦 石灰一号	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定 規格 の と あり	白石カルシウム 株式会社 大阪府大阪市北 区同心二丁目一 〇番五号	平成 二一・九
岐阜県 第八三 号	混合石灰 肥料	粒状混合石 灰二号	アルカリ分 五二・〇 可溶性苦土 一一・〇	公定 規格 の と あり	白石カルシウム 株式会社 大阪府大阪市北 区同心二丁目一 〇番五号	平成 二一・三
岐阜県 第六三 号	混合石灰 肥料	混合石灰一 〇H	アルカリ分 五二・〇 可溶性苦土 一〇・〇	公定 規格 の と あり	新鉱工業株式会 社 東京都新宿区北 新宿三丁目三一 番一四号	平成 二一・〇
岐阜県 第七〇 号	炭酸カル シウム肥 料	粒状三〇炭 酸苦石灰 一号	アルカリ分 五四・〇 可溶性苦土 三〇・〇	公定 規格 の と あり	清水工業株式会 社 岐阜県大垣市赤 坂東町二番地の 一	平成 二一・四
岐阜県 第七二 号	生石灰	高苦土生石 灰	アルカリ分 一〇〇・〇 可溶性苦土 二八・〇	該当 なし	河合石灰工業株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町二〇九三番 地	平成 二一・六
岐阜県 第七二 号	消石灰	高苦土消石 灰	アルカリ分 七三・〇 可溶性苦土 二〇・〇	該当 なし	河合石灰工業株 式会社 岐阜県大垣市赤 坂町二〇九三番 地	平成 二一・六

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 別後		敷地の幅 員（メー ートル）	延 長 （メー ートル）	備考
			前	後			
県道	美濃加茂 和良線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 字餅ヶ洞三五八六番一 地 先から 同市同町中蜂屋 字熊ヶ洞二八三三番二 地 先まで	二〇・二	二〇・七	二四・四	二四・四	

岐阜県告示第五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 起業者の名称
中津川市
- 二 事業の種類
中津川市阿木コミュニティセンター駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）
- 三 起業地

1 収用の部分

岐阜県中津川市阿木字寺領地内

2 使用の部分

四 事業の認定をした理由

なし

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第三十一号及び第三十二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である中津川市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、中津川市阿木コミュニティセンター（以下「本施設」という。）に駐車場を増設整備することにより、慢性的に起きていた駐車場の不足を解消するものである。

本施設は、昭和四十七年に中津川市西部に市役所の支所兼公民館として建設され、戸籍等各种証明書の発行、住民登録及び国民健康保険等の窓口のほか、市民向けの会議室、ホール及び調理室等の地域コミュニティ活動や生涯学習の場も備えており、地域の拠点施設として中心的役割を担っている。しかし、地区住民の自家用車保有台数の増加や道路整備の進展に伴い、自家用車での来所者が増加したため、従来の駐車場のみでは駐車場不足が顕著となり、本施設利用者にとって不便であるのみならず、路上駐車等の危険な交通状況をもたらしている。

本件事業によって駐車場が増設されることにより、本施設に来所する市民等の利便性が向上し、路上駐車等の危険な交通状況が改善されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に希少な動植物の存在は確認されておらず、騒音等環境に及ぼす影響も認められない。また、本件起業地は全域が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十三条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地にあたるが、岐阜県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしているため、影響は軽微であると認められる。したがって、本事業の施行により失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定

した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は施設整備の目的を遂行するために必要な最低限の駐車場を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本施設来所者の利便性が向上するとともに、来所者が路上に駐車する事象等が改善されること等が期待され、市民等への円滑な行政サービスの提供等のために早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

中津川市役所企画部地域振興課

公安委員会告示三

岐阜県公安委員会告示第一号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七條第一項の規定により運転免許取得者教育の課程の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定により、その変更に係る事項を次のとおり告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 小 川 信 也

認定教育実施者の名称 岐阜県関自動車学校株式会社	変更事項 運転免許取得者 教育の課程の名称	変更前 初心運転者安全運転教室(大型自動車・普通自動車)	変更後 初心運転者安全運転教室(中型自動車・普通自動車)
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---------------------------------

岐阜県公安委員会告示第二号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第七条第一項の規定により認定教育施設の代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定により、その変更に係る事項を次のとおり告示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県公安委員会
委員長 小 川 信 也

認定教育実施者の名称 有限会社岐阜南自動車学校	変更事項 代表者の氏名	変更前 関戸邦彦	変更後 関戸 篤
岐阜県関自動車学校株式会社		安田 稔	炭電好司
東洋観光事業株式会社 アルピコ自動車学校中津川		太田芳明	上條 潔
有限会社東海第一自動車学校		神谷哲郎	鈴木 登

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年一月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ナイスデイ
- 三 代表者の氏名 桂川 正人
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市太田町一七四九番地春乃屋ビル二階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、さまざまな人に呼びかけ、高齢者・不自由のある人(児)・農家・企業が、協働し、農作・交流イベント・宣伝や相互情報提供をおこない、誰もが互いに、「いいな」と、思える生活実現をすすめ、より豊かな社会の創出に寄与することを、目的とする。

平成二十一年一月二十七日印刷
平成二十一年一月二十七日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)